



福岡医発第 1833 号(地)

平成 30 年 9 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

生活保護における後発医薬品の使用原則化について

今般、生活保護法第 34 条第 3 項が改正され、生活保護においては、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、原則として、後発医薬品を使用すること等が本年 10 月 1 日より施行される旨、福岡県福祉労働部保護・援護課より通知がありました。

改正の概要につきましては下記のとおりであり、詳細につきましては、別添リーフレット等をご参照ください。

現在、一部改正（案）ではありますが、本通知をもって、県内の生活保護指定医療機関においては、9 月下旬に同課又は各保健福祉事務所より直接通知等がなされます。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご丁知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本会といたしましては、後発医薬品の使用について、医師の処方権、裁量権が犯されないよう、また、患者の安心安全が確保されるよう、医師会としての意見をしっかりと主張し対応していく所存でございます。

記

1. 医師の医学的知見に基づき、後発医薬品の使用が可能であると判断される場合に、以下の説明を生活保護患者に説明し、原則として後発医薬品を使用する。

(1) 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいること。

(2) 生活保護では、医師または歯科医師により後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることとなったこと。

※この場合の例外として、①在庫が無い場合、②薬価が先発と比較し高額又は同額の場合がある。

2. 医学的知見に基づき、先発医薬品の使用が必要であると認められる者に対しては、従来どおり先発医薬品を使用できる。

3. 一般名処方や後発医薬品への変更を可とする銘柄名処方を行った場合は、薬局においては、原則として後発医薬品しか調剤できない。
4. 医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認められた場合において、指定医療機関又は指定薬局における説明を受けても、なお先発医薬品の使用を希望する患者に対しては、福祉事務所において制度について説明し理解を求める。

以上

30保援第3000号
平成30年9月20日

公益社団法人
福岡県医師会会長 殿

福岡県福祉労働部保護・援護課長
(保 護 医 療 係)



「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正（案）
及びリーフレットの送付について（協力依頼）

平素から生活保護行政の適正な運営にご協力いただき深謝いたします。

さて、生活保護法（昭和25年法律第144号）の一部改正に関して、厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室医療係から標記事務に関する関係機関に対する周知依頼の事務連絡が平成30年9月13日に発出されたところです。

つきましては、貴会会員に対し、標記通知に関する周知につきご協力いただきますようお願いいたします。

なお、標記通知に記載のとおり、今後、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）等が改正される予定となっておりますので、念のため申し添えます。

事 務 連 絡
平成 30 年 9 月 13 日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室医療係

「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正（案）
及びリーフレットの送付について

生活保護行政の適正な実施、運営については、平素より格段の御高配を賜り、
厚く御礼申し上げます。

今般、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）の一部改
正により、平成 30 年 10 月 1 日から、被保護者である患者について、医師又は
歯科医師が医学的知見に基づいて後発医薬品を使用することができると認めた
場合は、原則として、後発医薬品が給付されることとなりました。

その具体的な取扱いについては、「生活保護法による医療扶助運営要領につい
て」（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知）（以下、「局長通知」
という）等において所要の改正を行い、規定する予定です。

この度、局長通知の改正案と併せて、被保護者あてリーフレット、指定医療
機関あてリーフレットを送付いたしますので、管内福祉事務所及び関係機関に
対して周知していただき、ご活用くださいますようお願いいたします。

なお、リーフレットについては公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本歯
科医師会及び公益社団法人日本薬剤師会と協議済みである旨申し添えます。

また、局長通知の改正案については、決裁前の案文であり、今後変わりうる
ことに御留意ください。

【照会先】

厚生労働省 社会・援護局

保護課 保護事業室 医療係

担当：富山、千葉

TEL:03-5253-1111 内線 2829

MAIL:hogo-iryou@mhlw.go.jp

(案)

社 援 発 〇 〇 〇 第 〇 号
平 成 3 0 年 〇 月 〇 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について（通知）

生活保護の医療扶助については、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号厚生省社会局長通知）により取り扱われているところであるが、今般、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号）の施行に伴い、当該通知の一部を別添のとおり改正し、平成 30 年 10 月 1 日より適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

○「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和 36 年 9 月 30 日厚生省社会局長通知 社発第 727 号）

改正後	改正前
第 1 ～ 2 （略） 第 3 医療扶助実施方式 1 ～ 4 （略） 5 調剤の給付 <u>（１）調剤券の発行</u> 医療扶助を申請した者が、診療の給付と同時に指定薬局による調剤の給付につき申出があった場合には、医療券と同時に調剤券を発行するものとする。調剤券の発行については、指定薬局に対する委託、調剤券の作成、交付等は医療券の場合に準ずるものとするが、患者に処方せんを発行すべき場合には、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）第 23 条に規定する様式に必要な事項を記載して交付するよう指定医療機関に対して周知徹底を図ること。 なお、当該用紙への記載に当たっては、当該用紙中「保険医療機関」とあるのは「指定医療機関」と、「保険医」とあるのは「指定医」と読み替えるものとする。患者は指定薬局により調剤券の給付を受けようとするときは、指定医療機関から交付された処方せんを福祉事務所長の発行した調剤券に添付して調剤券に記載された指定薬局に提出するものとする。 指定薬局が調剤報酬の請求をする場合は、医療機関の場合に準ずること。 なお、指定薬局においては次の事項を記入した調剤録を保存すること。（ただし、この調剤録は、調剤済みとなった処方せんに調剤録と同様の事項を記入したものをもってかえることができる。） 一～四 （略） <u>（２）後発医薬品の給付</u> <u>ア 指定医療機関及び指定薬局における取組</u> <u>医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めたときは、次のとおりの取扱いにより、後発医薬品を</u>	第 1 ～ 2 （略） 第 3 医療扶助実施方式 1 ～ 4 （略） 5 調剤の給付 （新設） 医療扶助を申請した者が、診療の給付と同時に指定薬局による調剤の給付につき申出があった場合には、医療券と同時に調剤券を発行するものとする。調剤券の発行については、指定薬局に対する委託、調剤券の作成、交付等は医療券の場合に準ずるものとするが、患者に処方せんを発行すべき場合には、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号）第 23 条に規定する様式に必要な事項を記載して交付するよう指定医療機関に対して周知徹底を図ること。 なお、当該用紙への記載に当たっては、当該用紙中「保険医療機関」とあるのは「指定医療機関」と、「保険医」とあるのは「指定医」と読み替えるものとする。患者は指定薬局により調剤券の給付を受けようとするときは、指定医療機関から交付された処方せんを福祉事務所長の発行した調剤券に添付して調剤券に記載された指定薬局に提出するものとする。 指定薬局が調剤報酬の請求をする場合は、医療機関の場合に準ずること。 なお、指定薬局においては次の事項を記入した調剤録を保存すること。（ただし、この調剤録は、調剤済みとなった処方せんに調剤録と同様の事項を記入したものをもってかえることができる。） 一～四 （略） （新設）

調剤するよう、指定医療機関及び指定薬局に対して周知徹底を図ること（後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合を除く。）。また、被保護者に対しても、本取扱いについて周知徹底を図ること。

（ア） 処方医が一般名処方を行っている場合又は銘柄名処方であつて後発医薬品への変更を不可としていない場合には、指定医療機関又は指定薬局は、後発医薬品を調剤すること。このため、先発医薬品の調剤が必要である場合は、処方医が必ず当該先発医薬品の銘柄名処方をする必要があること。

（イ） ただし、後発医薬品の在庫がない場合は、先発医薬品を調剤することが可能であること。

（ウ） 後発医薬品の使用への不安等から必要な服薬ができない等の事情が認められるときは、薬剤師が処方医に疑義照会を行い、当該処方医において医学的知見に基づき先発医薬品が必要と判断すれば、先発医薬品を調剤することができるものであること。

ただし、処方医に連絡が取れず、やむを得ない場合には、指定薬局から福祉事務所に確認の上、先発医薬品を調剤することができるが、速やかに（遅くとも次回受診時まで）薬剤師から処方医に対し、調剤した薬剤の情報を提供するとともに、次回の処方内容について確認すべきものであること。

イ 福祉事務所における取組

上記アの（ア）の場合又は（ウ）の処方医への確認後、再度医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認められた場合において、指定医療機関又は指定薬局における説明を受けても、なお先発医薬品の使用を希望する患者に対しては、福祉事務所において制度について説明し、理解を求めること。

6～13 （略）

第4～第8 （略）

6～13 （略）

第4～第8 （略）

生活保護における後発医薬品(ジェネリック医薬品)の
使用原則化についてご協力をお願い

- 後発医薬品の普及については、医療財政の改善につながることから、国全体で取り組んでいます。更に取組を進めるため、今般、法改正を行い、平成30年10月1日から、生活保護においては、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、原則として、後発医薬品を使用していたくことになりました。

【生活保護を受けている方への処方について】

1. 生活保護を受けている患者について、医師の医学的知見に基づき、後発医薬品の使用が可能であると判断される場合には、下の囲みにある取組内容を説明していただき、原則として(※)後発医薬品を使用(又は処方)するようお願いします。

※ 例外として先発医薬品が使用されるのは、①在庫がない場合と②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合です。

2. ただし、この取扱いは、医師の処方に関する判断をしばるものではありません。医学的知見に基づき、先発医薬品の使用が必要であると認められる場合は、従来通り、先発医薬品を使用(又は処方)することが可能です。

3. なお、一般名処方や、後発医薬品への変更を可とする銘柄名処方を行った場合には、薬局において、原則として後発医薬品しか調剤できなくなります。薬局において先発医薬品を調剤する必要があると考えられた場合は、やむを得ない場合を除き、処方医に疑義照会を行い、その判断を確認した上でなければ調剤できませんので、ご注意ください。

【福祉事務所への情報提供等について】

- 生活保護を受けている患者に対し、下記「取組内容」に沿って後発医薬品の品質等について説明することをお願いしていますが、それでもなお、患者が制度について理解できない場合には、福祉事務所に情報提供いただき、福祉事務所における制度説明の機会につなげていただくことも可能です。

生活保護における後発医薬品に関する取組内容

- ① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ② 生活保護では、医師または歯科医師により後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることとなりました。



厚生労働省

〇〇福祉事務所

連絡先：〇〇—〇〇—〇〇